

福祉生活病院常任委員会資料

(平成21年11月24日)

【件名】

- 1 社会福祉法人あすなる会における指導監査結果について
(福祉保健課) …… 1
- 2 「障害」の表記の見直しについて
(障害福祉課) …… 2
- 3 鳥取県の地域医療再生計画の概要について
(医療政策課) …… 3
- 4 新型インフルエンザ対策について
(危機管理チーム・健康政策課) …… 4
- 5 新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種について
(医療指導課、健康政策課) …… 8

福祉保健部

社会福祉法人あすなろ会における指導監査結果について

平成21年11月24日
福 祉 保 健 課

社会福祉法人あすなろ会（理事長 濱崎芳宏（はまさきよしひろ））における社会福祉法人指導監査及び老人福祉施設指導監査を実施した結果は下記のとおりでした。

記

1 監査の種別

社会福祉法人指導監査（社会福祉法第56条第1項）
老人福祉施設指導監査（老人福祉法第18条第2項）

2 日時

9月28日（月）から10月2日（金）まで

3 場所

社会福祉法人あすなろ会法人本部（鳥取市川端）

4 監査員

鳥取県福祉保健部福祉保健課長ほか4名

5 主な指摘事項

(1) 法人の目的の範囲外の用途に充てたとと思われる資金流出が認められたため、流出金額を点検の上、その原因究明と法人から流出した金員を回復すること。

■流出額 490,636千円

■社会福祉法（第22条・第26条）違反

(2) 法人が認識しない法人名義の借入金が存在し、法人名義の口座に振り込まれた形跡がある。その経緯、借入目的、使途及び今後の対応を明確にすること。

■返済残額 429,815千円（借入総額 512,000千円）

6 その他

指導監査結果通知 10月23日（金）

改善状況報告提出期限 12月21日（月）

「障害」の表記の見直しについて

平成21年11月24日

障 害 福 祉 課

障害のある方々や家族、関係団体から、障害の「害」という漢字の表記については、「害悪」、「公害」など負のイメージがあり、自分や家族の呼称に「障害」の文字が使われることに抵抗感を感じられ、表記を見直しすべきであるとの意見が寄せられている。

しかし、「障害」という用語をひらがな表記することについては様々な意見があり、また「障害」という用語自体を見直しすべきとの意見もあるが、現在はこれに替わる定着した用語がないのが実情である。

こうした状況の中で、平成20年度から、手をつなぐ育成会、精神障害者家族会などの団体や県民から、「『害』の字をひらがなにすべき」といった意見があることを踏まえ、障害者施策推進協議会等で検討しており、現在、下記のように見直す方向で庁内の関係部署と調整を進めている。

記

1 見直し内容

「障害」を「障がい」と表記する。

2 見直し時期

平成21年11月28日（障害者サポーター創設記念フォーラム開催日）

3 見直し対象

県が新たに作成・発出する公文書、住民等に対する啓発資料、会議資料、説明資料など。

適用除外として、法律名、条例名、法律等で使用されている用語、固有名詞など。

鳥取県の地域医療再生計画の概要について

H21.11.24

医療政策課

- 1 計画を策定する地域
 - ・ 東部・中部医療圏を基本とする地域
 - ・ 西部保健医療圏を基本とする地域
- 2 事業期間 平成21年度(平成21年4月10日)～平成25年度
- 3 計画の目標
 - 病院に勤務する医師を計画期間内に100人増やす。(充足率 現状86%→95%)
 - 看護師養成所の定員を20人(中部10人、西部10人)増やす。
 - ITを活用した中山間地域の医療を支える遠隔医療や地域の医療機関と基幹病院等が診療情報を相互に参照できる鳥取型の連携体制を構築する。
 - 三次救急医療を集中的に充実し、救急医療体制を確立する。
- 4 事業費 25億円/地域×2計画=50億円
- 5 事業内容

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 医療従事者の確保と質の向上 16億円<ul style="list-style-type: none">① 医師関係 11億円<ul style="list-style-type: none">[主な事業] ○鳥取大学医学部への寄附講座開設、○医師確保対策奨学金(定員増、拡充分)、○とっとり医師養成への啓発等事業、○地域の医療資源の将来予測、○医師海外留学資金の貸付け、○医師等環境改善のための医療クラーク採用への支援、○研修医用機器等整備への支援② 看護師関係 5億円<ul style="list-style-type: none">[主な事業] ○看護師養成所への支援(教育教材、教員等養成)、○看護師養成所施設整備への支援、○認定看護師養成研修受講への支援、○新卒看護師の卒後臨床研修、○院内保育所への支援(施設整備、運営費)2 医療連携体制の構築 18億円<ul style="list-style-type: none">① ITシステム関係 7億円<ul style="list-style-type: none">[主な事業] ○Web型電子カルテシステムの構築、○テレビ会議システムの構築、○救急、周産期システムの改修② IT機器関係 9億円<ul style="list-style-type: none">[主な事業] ○電子カルテシステム、○遠隔医療機器整備への支援③ 研修会、連携会議関係 2億円<ul style="list-style-type: none">[主な事業] ○医療連携の推進への支援、○4疾病6事業資質向上研修等への支援、○県民への適正受診・医療連携等の啓発3 救急医療等地域に必要な施設設備の充実 16億円<ul style="list-style-type: none">① 救急医療体制の充実 10億円<ul style="list-style-type: none">[主な事業] ○ヘリコプターを活用した体制整備、○西部休日急患センター整備への支援、○救命救急センター整備への支援、○救急・災害等医療体制強化の整備への支援② 医療機器関係 6億円<ul style="list-style-type: none">[主な事業] ○地域で連携・役割分担した医療機器整備への支援 |
|--|

- 6 今後のスケジュール等
 - ・ 平成21年6～7月 医療関係団体、医療機関等の意見・要望の把握
 - ・ " 7～10月 医療審議会、地域医療対策協議会の開催(延べ4回)
 - ・ " 10月8日 県議会常任委員会へ計画案の概要報告
 - ・ " 11月4日 地域医療再生計画を国へ提出
 - ・ " 12月中旬 国が有識者による協議会で審議
 - ・ " 12月中旬 都道府県に対する交付金額の内示
 - ・ 平成22年1月8日 県の交付申請期限
 - ・ " 1月中 都道府県に対する交付金の交付決定

新型インフルエンザ対策について

平成 21 年 11 月 24 日
健康政策課
危機管理チーム

1 鳥取県新型インフルエンザ対応行動計画の改訂

- (1) 鳥取県新型インフルエンザ対応行動計画を平成 21 年 10 月 30 日付けで改訂。
 - ・国の行動計画改訂（平成 21 年 2 月）、ガイドライン等の内容を反映。
 - ・弱毒型ウイルスへの対応を明記し、ウイルス性状に併せて柔軟な対応をとることができるよう記載。
 - ・今般の新型インフルエンザ（A/H1N1）発生時の対応実態にあわせて修正。
- (2) 行動計画に基づく鳥取県新型インフルエンザ対応マニュアルについて、現在、改訂作業中。

2 新型インフルエンザ流行状況

- (1) 新型インフルエンザ注意報発令中（平成 21 年 11 月 4 日～）
 - ・定点医療機関当たり患者数が 10 人を超えたため、県全体に注意報を発令して、県民の皆さんに次の点を呼びかけ。
 - ・感染予防策の徹底（手洗い、咳エチケット、うがいなど）
 - ・発症した場合の自宅療養
 - ・かかりつけ医での早期の受診、治療
 - ・療養中の症状悪化に注意
- 第 45 週（11 月 2 日～ 8 日）は、鳥取県の 1 定点医療機関当たり患者数* は 16.72 人（全国：32.76 人）。ただし、全国では最も低い値。
地区別には、東部 27.92 人、中部 5.0 人、西部 10.91 人
* 県内の定点は 29 医療機関（全国は約 5,000 の医療機関）
- ・注意喚起を目的とし、今後 4 週間以内に大きな流行の可能性がある（定点医療機関当たりの患者数が 30 人を超えた場合は「警報」）。

(2) 発生状況

<全国>

- ・患者数のうち、14 歳以下が約 70 %。
- ・入院患者：7 月 28 日～ 11 月 10 日で 6,300 名。うち 5,572 名（83 %）が 14 歳以下
- ・重症患者数：急性脳症：197 人、人工呼吸器利用：249 人、ICU 利用：102 人、重複あり
死亡者数：57 人（11 月 10 日現在）

<県内>

- ・入院患者：7 月 28 日～ 11 月 12 日で 46 名。うち 43 名（93 %）が 14 歳以下
- ・重症患者数：2 人、死亡者：0 人（11 月 12 日現在）
- ・学校等の休業数（11 月 1 日～ 11 月 7 日）

休校数	15 校
学年閉鎖数	29 学年
学級閉鎖数	125 学級

3 今後の対応

- ・全国的に流行が拡大し、感染機会が増大しているところから、引き続き手洗い、うがいなどの感染予防策、咳エチケットの徹底を各種媒体により啓発していく。
（県ホームページ、「みんなで防ごう新型インフルエンザ」の各戸配布、各種チラシ（自宅療養の手引き、妊婦・乳幼児、慢性疾患患者・事業者向けなど）配布など）
- ・患者数増加による医療の破綻を防止するため、軽症の方は平日の診療時間内に受診していただくようホームページで広報するとともに、状況に応じて夜間休日の診療体制の強化を図る。

県新型インフルエンザ対応行動計画 改正の概要

平成21年10月30日

1 改定の考え方

- 1) 国の改定された行動計画(平成21年2月)、ガイドライン等の内容を反映させる。
- 2) 弱毒型ウイルスへの対応を明記し、ウイルスの性状にあわせて柔軟な対応を取ることができるようにする。
- 3) 今般の新型インフルエンザ(A/H1N1)発生時の対応実態にあわせて修正する。

2 具体的な修正内容

1) 国の行動計画、ガイドライン等の内容を反映

- ・ 行動計画の構成についても、国の行動計画の項目にあわせて整理し、国の対応と県の対応の関連をわかりやすいものとして記載。
- ・ 発生段階の表現を国の行動計画にあわせる。(8,9ページ)
- ・ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄目標量を県人口の23%から45%に変更。また、薬剤としてタミフルに加えてリレンザも備蓄する。(17ページ)
- ・ 社会・経済機能の破綻を防止するための取組を記載(県及び事業者の事業の継続、生活必需品の確保、高齢者等への支援等の対策についても記載)。(19ページ)

2) 弱毒型ウイルスへの対応を明記

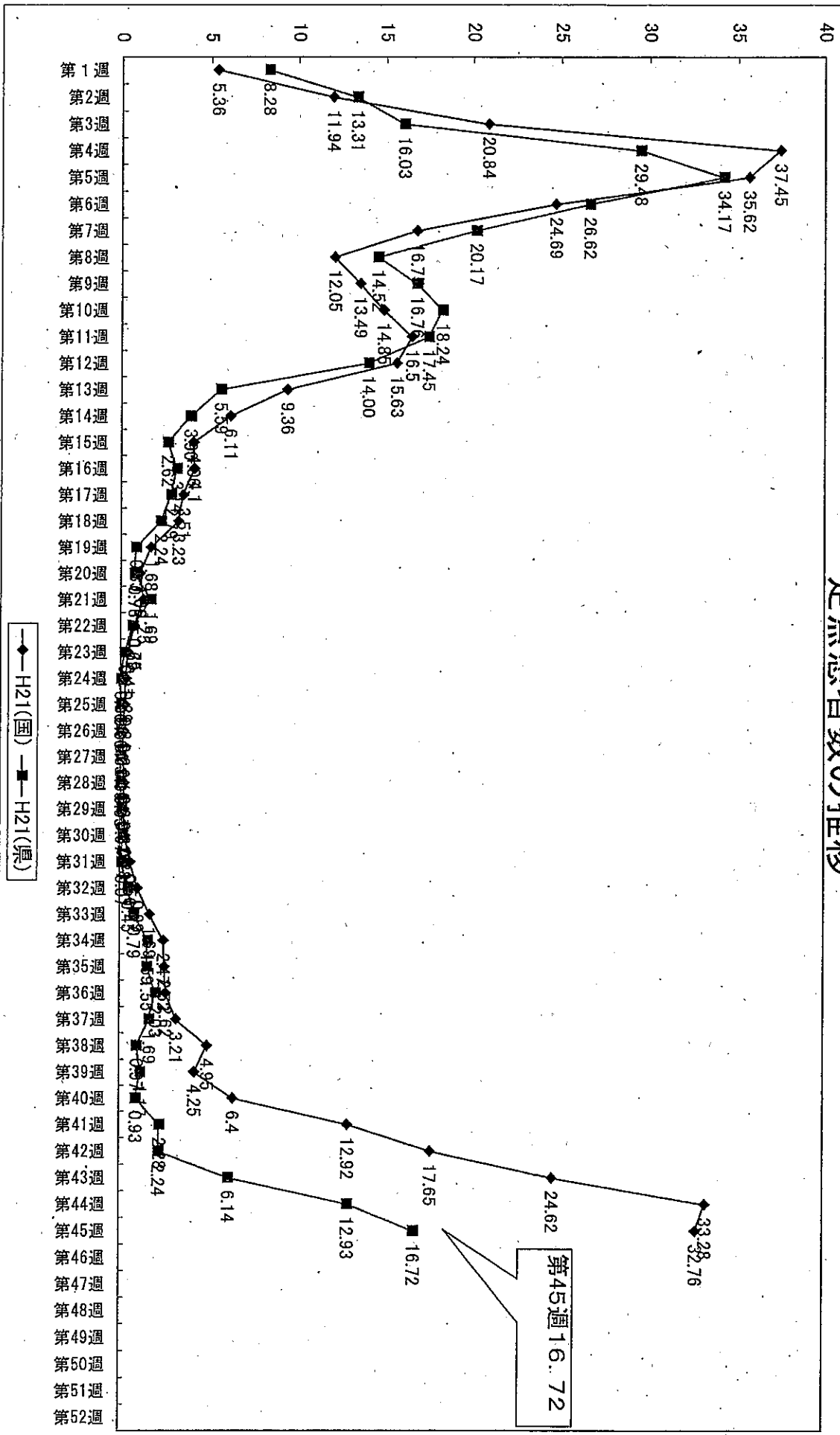
- ・ 患者数の推計に、このたび発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)の場合を加える。(7ページ)
- ・ 対策の基本は強毒型ウイルスの発生に備えたものとするが、弱毒型ウイルスに対する記載も追記し、ウイルスの性状にあわせて柔軟な対応を可能とする。(10,11,12ページ)
- ・ 弱毒型に対する医療体制として、早い段階からの入院措置の解除や外来診療する医療機関の拡大を明記。(10ページ)
- ・ 社会・経済機能の維持については、発生した新型インフルエンザが強毒型か弱毒型かを考慮し、感染拡大防止効果と社会影響を考慮した柔軟な対応を可能とする。(10,11,12ページ)

例:濃厚接触者への外出自粛要請は日常生活に必要な通勤通学までは妨げない、学校等の休業の期間や範囲を縮小する、など。

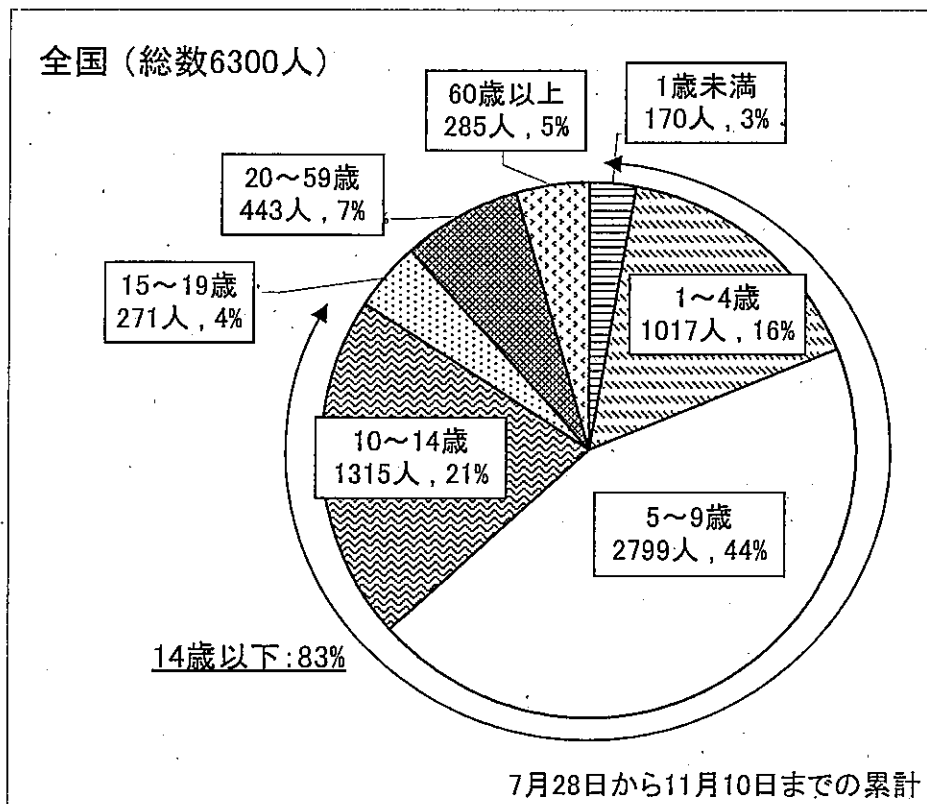
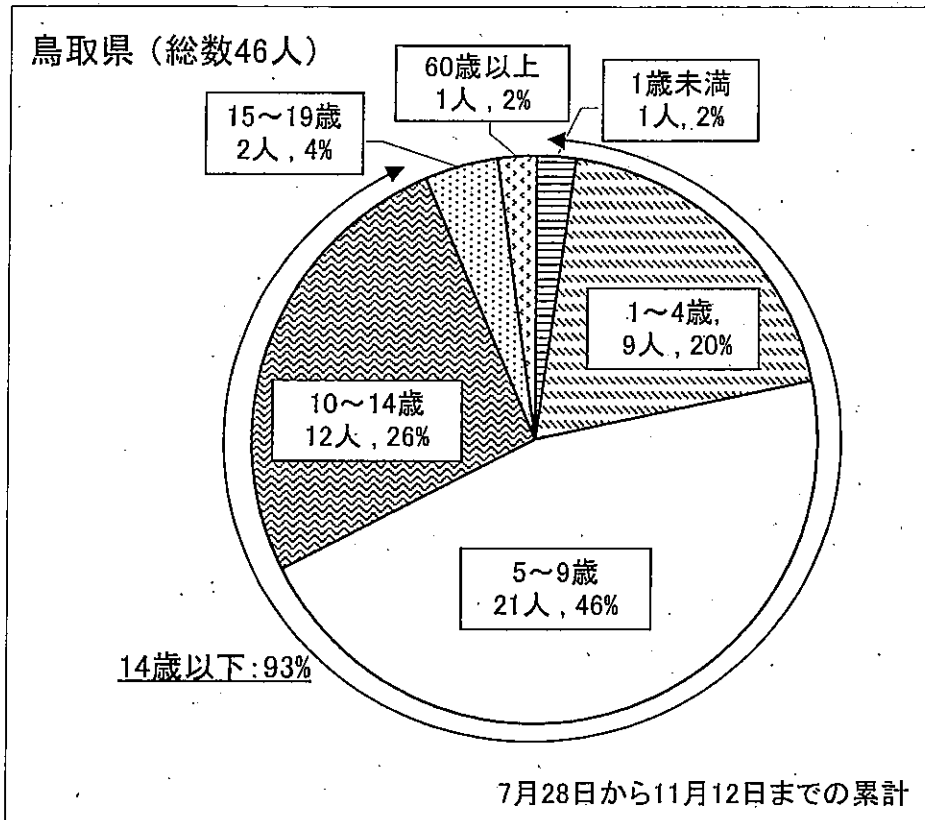
3) 今般の新型インフルエンザ(A/H1N1)発生時の対応実態にあわせた修正

- ・ 従来は国内発生期から設置するとしていた総合発熱相談センター・発熱外来を、海外発生期から設置し、発生地域からの入国者に対応。(9ページ)
- ・ 県民からの相談窓口は、新型インフルエンザに関する相談全般を受け付ける総合発熱相談センター(総合事務所)に統一し、ワンストップで対応。(18ページ)

定点患者数の推移



新型インフルエンザによる年齢別入院患者の発生状況



新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチン接種について

平成21年11月24日

医療指導課・健康政策課

1 目的

- ①死亡者や重症者の発生をできる限り減らす。
- ②患者が発生することによる医療機関の混乱を極力防ぎ、必要な医療提供体制を確保する。

2 新型インフルエンザワクチンの接種開始

- ・医療従事者：10月19日～
- ・基礎疾患(最優先)を有する方で入院患者：11月6日～
- ・妊婦・基礎疾患(最優先)の方は11月14日～

3 新型インフルエンザワクチンの接種回数

新型インフルエンザワクチンの接種回数については、成人は2回接種から1回に見直し。

(11月11日付け厚生労働省通知)

区 分	接 種 回 数
医療従事者	1回
基礎疾患を有する方	1回とするが、著しく免疫反応が抑制されている者は2回接種としても可
妊婦	1回
1歳から小学校6年生	2回
中高校生	当面2回接種とするが、今後の臨床試験の結果等を踏まえて判断する
19歳以上の方	1回

4 新型インフルエンザワクチンの接種スケジュール

